

鹿沼市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を、鹿沼市監査基準に準拠して執行したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和3年12月21日

鹿沼市監査委員 高田悦夫

鹿沼市監査委員 舘野裕昭

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象、期日、場所

(1) 総合政策部、上下水道部、農業委員会事務局

(令和3年10月7日 仮庁舎2階 大会議室)

(2) 保健福祉部、経済部、議会事務局

(令和3年10月26日 仮庁舎2階 大会議室)

(3) 行政経営部、都市建設部、会計課

(令和3年11月19日 仮庁舎2階 大会議室)

3 監査の主な実施内容

(1) 令和3年度における関係諸帳簿、備品等の保管・整備状況

(2) 準公金管理事務について

※準公金とは 公金以外の現金等であってその現金が各種団体の所有に属し、かつ、業務上の必要性から市職員が管理しているものをいう。

4 監査の着眼点

(1) 準公金管理事務について

ア 団体の現金等の管理は適正か

イ 団体の経理事務のチェック及びその体制は適切か

- ウ 団体にとって必要な諸規定は制定されているか、またその内容は適正か
- エ 本市職員が団体の経理事務を行う必要性はあるか

5 監査結果

関係諸帳簿、備品等の保管・整備状況、及び準公金管理事務について監査し、全般的におおむね適正であると認められた。

なお、事務上の軽微な事項については、監査の際に指導をしたので記述は省略する。

6 指摘事項及び意見

(1) 指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

(2) 意見

ア 準公金を取り扱う各種団体は、鹿沼市とは異なる組織であることから、本市会計課による財務・経理上の審査を受けることがなく、リスクの高い事務とされている。各種団体の現金の取り扱いに際しては、引き続き管理体制及び確認体制等を万全にした上で、事務に従事していただきたい。

イ 準公金の管理については、「各種団体事務取扱要綱」に基づき、担当部長の承認を得たものに限り鹿沼市の職員が団体事務を行うことができるとされているが、本来であれば各種団体が自ら事務を行うことが基本とされているものである。各所管部局においては、各種団体の今後のあり方について、また鹿沼市の職員が団体の事務を行う必要性について適宜検討されることを望む。